

保護者の皆様

横浜市教育委員会事務局健康教育・食育課

神奈川県が実施する「抗原検査キット配布事業」について（お知らせ）

日頃から新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に御協力いただきお礼申し上げます。

このたび、神奈川県教育委員会から、小学校、義務教育学校（前期課程）に通うお子様がいらっしゃる御家庭を対象として、発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられた際に、自宅で新型コロナウイルス感染症の検査ができる抗原検査キット（以下「キット」といいます。）が児童1人あたり2キット配布されることになりました。

配布の趣旨については、別添のチラシ（神奈川県作成「抗原検査キットを使用する前に」）及びこのお知らせの内容を御確認いただき、お子様や同居している御家族に発熱等の症状が出た際、必要に応じ御活用ください。発熱等の風邪症状が見られる場合には登校を控え、医療機関の受診を原則としていますので、キットの使用を必須とするものではありません。

なお、キットを使用する場合、あらかじめ二次元コード（QRコード）からのLINE登録が必要です。キットの使用方法やLINE登録等、御不明な点等がありましたら、【問合せ先】へお願いいたします。

【キット使用後の留意事項】

キットを使用したことについては、学校への報告は必要ありません。

ただし、LINEでの報告は必要ですので、詳細については裏面を御確認ください。

(1) 児童本人に「陽性」の判定が出た場合

陽性の場合、医療機関を受診してください。LINE登録された方は、別添チラシの二次元コード（QRコード）から判定結果を報告すると、受診可能な医療機関を紹介する専用ダイヤルを案内します。なお、医療機関での確定診断の結果が「陰性」になることもあります。その後の対応については医療機関の指示に従ってください。

※二次元コード（QRコード）による問合せができない場合、**045-285-0821**（神奈川県キットに関する専門ダイヤル）へ連絡してください。

医療機関を受診し、①PCR検査を受ける場合は学校へ御報告ください。②その後、学校へ結果を御報告ください。

(2) 児童生徒に「陰性」の判定が出た場合

保有ウイルスがあっても陰性になることがありますので医療機関を受診してください。なお、キットで陰性であっても発熱等の風邪のような症状がある場合は、児童の通学はできません。

医療機関を受診し、①PCR検査を受ける場合は、学校へ御報告ください。②その後、学校へ結果を御報告ください。

(3) 御家族に「陽性」の判定が出た場合

上記(1)の対応となります。確定診断の結果が分かるまでは、児童の登校を控えてください。

医療機関の検査で御家族の陽性が判明し、お子様が濃厚接触者と特定された場合は、学校へ御報告ください。

【問合せ先】

キットの使用方法やLINE登録等、御不明な点がありましたら、右の二次元コード（QRコード）から問合せをお願いいたします。

なお、問合せができない方は **045-285-0821**（神奈川県キットに関する専門ダイヤル）へお電話ください。



【裏面あり】

- 右の二次元コード（QRコード）からLINE登録をお願いします。



- LINE登録できない場合は、右の二次元コード（QRコード）又はURL（<https://00m.in/Aql7S>）から登録をお願いします。



【抗原検査キット使用の注意】

お配りしたキットは、発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられた際に使用が可能です。

お子様や同居している御家族等のどなたかに症状が出た際、御使用ください（無症状では使用できません）。キットの使用法や陽性・陰性の対応は、別添のチラシや神奈川県HPに掲載されている動画（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/kougenkensa_kit.html）を御参照ください。

【LINE登録やURLからの登録】

キットを使用する場合、事前にLINEでの登録が必要です。これは、キットを使用した方が陽性であったか、陰性であったかを把握することで、神奈川県の新型コロナウイルス感染症対策に活用することを目的としているためです。また、配布した抗原検査キットは、次のような利用規約に御同意いただいた方を対象としており、その御同意をLINE等でいただくこととしています。

<神奈川県抗原検査キット配布事業（学校等）利用規約の主な項目>

（自己責任の原則）

第3条 利用者は、本事業による自己の行為とその結果について一切の責任を負う。

2 利用者は、本事業による自己の行為または利用者が利用規約上の義務を履行しないことに起因して、神奈川県または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

3 利用者が本事業を利用するに当たり、神奈川県が利用者に対して必要な質問等を行った場合、利用者はその回答に対して責任をもつ。

4 利用者が本事業により配布を受けた抗原検査キットを利用する際は、利用者はその時点の健康状態、外部環境条件等を考慮し、利用者の自由な選択、判断、意思に基づき利用する。

5 利用者が本事業により配布を受けた抗原検査キットを利用する際は、自己の症状を十分把握した上で使用することとし、呼吸困難等の重症等の症状を既に呈している場合は、抗原検査キットの診断によらず、直ちに医療機関を受診するものとする。

（医療機関の受診）

第4条 利用者は、配布を受けた抗原検査キットを使用した結果、検査結果が陽性と判明した場合には、速やかに医療機関を受診するものとする。

（禁止行為）

第5条 利用者は、本事業の利用にあたり、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 本事業の利用にあたり、虚偽の個人情報を登録するなど、神奈川県に虚偽の申告をする行為

(2) 配布を受けた抗原検査キットを第三者に対し譲渡又は転売する行為

(3) 第三者または神奈川県の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為

※1 外国語に翻訳した県からの保護者あて文書は、神奈川県の 新型コロナウイルス感染症対策ポータルで確認できます。

（英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/coronavirus/antigen-test.html>

You can find information about Kanagawa's distribution of Covid-19 antigen test kits at the above website in English, Chinese, Tagalog, Spanish, Portuguese, Nepalese, and Vietnamese.

由神奈川県政府发给各位家长的通知，可以在上面网站确认

※2 キットを使用し、再度必要となった場合は学校へお申し出ください。ただし、学校に残っているキットの数に

限りがありますので、あらかじめご了承ください。